

1 案件名称

明舞地域における地域活動人材育成・定着促進事業運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

明舞地域では、住民の高齢化が進むとともに、地域活動の担い手についても高齢化が進行しており、コミュニティ活動の衰退が懸念されている。こうした状況を踏まえ、既存の地域活動団体に属していない、または地域活動との接点が少ない人が新たに地域と関わるきっかけを創出するとともに、既存の地域活動組織・ネットワークと協働しながら、持続可能な地域コミュニティの実現に向けた取り組みを、令和6年度より実施してきた。

本業務では、これまでの取り組みにより明舞地域での活動に関心を持ち始めた人や、活動を始めたいと考えているものの、十分な知識や情報を得られていない人に対し、活動の実践に向けた支援を行う。あわせて、すでに地域活動を始めている人に対して、継続的に活動を行うためのフォローアップを実施する。これにより、活動の質の向上を図るとともに、新たな担い手の育成および既存活動の継続・発展を促進し、明舞地域における地域活動のさらなる活性化を目指す。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金1,900,000円(消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結の日～令和9年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

本プロポーザルに参加できる者は、単体の企業・団体で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神戸市内に本店(主たる事業所)があり、かつ、法人格を有すること。

(3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。

- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月23日(木) |
| (2) 参加申請書の提出期限 | 令和8年5月11日(月)午後5時まで |
| (3) 質問受付締切 | 令和8年5月11日(月)午後5時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和8年5月15日(金)予定 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月10日(水)午後5時まで(必着) |
| (6) 選定委員会(プレゼンテーション)の開催 | 令和8年6月15日(月)～6月17日(水)
のいずれか1日 |
| (7) 委託候補者の決定 | 令和8年6月下旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和8年6月下旬 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
 - ア 受付期間 令和8年4月23日(木)から令和8年5月11日(月)午後5時まで
 - イ 提出書類 参加申請書(様式第1号)
 - ウ 提出方法 電子メールにより、本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和8年4月23日(木)から令和8年5月11日(月)午後5時まで
 - イ 提出書類 質問票(様式第3号)
 - ウ 提出方法 電子メールにより、本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
 - エ 回答方法 全参加者に対して、電子メールにより回答する。なお、質問者の氏名等は公表しない。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 受付期間 令和8年5月15日(金)から令和8年6月10日(水)午後5時まで
 - イ 提出方法 電子メールにより、本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
 - ウ 提出書類
 - <全企業・団体>
 - (ア) 企画提案書
 - a. 様式自由、A4サイズで印刷可能なもの。
 - b. 概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。
 - c. 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - (a) 本業務に対する考え方、実施方針
 - (b) 本業務に対する効果的な広報手段
 - (c) 本業務の実施方法、手法、スケジュール
 - (d) 本業務にかかる実施体制、支援体制
 - (e) 類似業務実績

- (イ) 見積書
 - (ウ) 会社または団体概要
 - (エ) 参加資格確認書（様式第2号）
- <神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）がない企業・団体>
以下も提出すること。
- (オ) 法人登記簿謄本（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
 - (カ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各種納税証明書（直近1年分、写しでも可）※滞納がないことを納税証明により証明すること。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・ 1 企画内容
 - ア 業務目的および業務内容の理解度【20点】
 - イ 企画内容①（企画・運営）【25点】
 - ウ 企画内容②（活動支援）【15点】
 - エ 企画内容③（広報）【15点】
 - オ 実現可能性の高さ【10点】

- ・ 2 実施体制
 - カ 実施体制の確保【10点】

- ・ 3 事業費
 - キ 提案価格の妥当性【5点】

※価格点は5点満点とし、以下の式によって事務局が算出する（小数点以下第1位は四捨五入）

※価格点 = 5点満点 × (最低見積価格 ÷ 企業・団体の提案価格)

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、明舞地域における地域活動人材育成事業運営業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 日時 令和8年6月15日（月）～6月17日（水）のいずれか（予定）

(イ) 場所 神戸市垂水区日向1丁目5番1号 垂水区役所内

(ウ) 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）
※説明は、本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(エ) 注意事項

- ・ 審査の結果、評価点が最も高い企業・団体が複数いる場合には、審査項目「1. 企画内容」（7（1）評価基準ア～オの合計点）の得点が高い方とする。それでも複数いる場合には、選定委員会において合議のうえ決定するものとする。
- ・ 得点の合計が6割に達していない場合は、委託候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・ 委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・ 委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

- ウ 企業・団体選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知及び公表
- 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した企業・団体名と選定委員の平均点、他の応募者の選定委員の平均点を掲示する。

8 その他

提案に要する費用、条件等は以下のとおり。

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 参加申請後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式は任意）」により本要領9の担当部署に届け出ること。

9 問い合わせ先及び書類の提出先

住所：〒655-0049 神戸市垂水区狩口台1丁目16-2 ビエラ明舞2階

担当：神戸市垂水区総務部地域協働課明舞出張所 中嶋

電話：078-784-2100

Eメール：meimai@city.kobe.lg.jp

評価基準

評価項目	採点基準	配点
1 企画内容		85
業務目的および業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的や内容を十分に理解した企画になっているか。 	20
企画内容① (企画・運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに地域活動を始めるとにふさわしいプログラムが検討されているか。 ・既活動者の地域活動の継続・発展を促すプログラムが検討されているか。 ・地域活動の実践に繋がり得る工夫がされているか。 ・運営体制は十分に確保されているか。 	25
企画内容② (活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業参加後のフォローアップとして有効な手段が提案されているか。 	15
企画内容③ (広報)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加対象をイメージし、効果的に広報できるよう検討されているか。 	15
実現可能性の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュールを明確にし、計画的な作業工程になっているか。 	10
2 実施体制		10
実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。 ・管理責任者を明確にし、その上で担当スタッフが十分に配置されているか。 	10
3 事業費		5
提案価格の妥当性	価格点=5点満点×(最低見積価格/企業・団体の提案価格) ※小数点第1位四捨五入	5
		100